

福岡県後期高齢者医療広域連合 障害者である職員の職業生活における活躍の推進に関する 取組に関する計画

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 7 条の 3 の規定に基づき、福岡県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）における「障害者である職員の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画」（以下「本計画」という。）を策定する。

本計画の対象となる障害者である職員とは、法第 2 条第 1 号で規定する障害者（身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害があるため、長期にわたり、職業生活に相当の制限を受け、又は職業生活を営むことが著しく困難な者）をいう。

1 計画期間

令和 2 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの 5 年間とする。

2 障害者の雇用状況

広域連合においては、常勤職員は全て福岡県及び構成市町村からの派遣職員で、給与も派遣自治体から支給されており、非常勤職員のみを採用している。非常勤職員の採用に当たっては、法定雇用障害者数が 1 人に満たないため、障害者に限定した募集は行っていない。

障害者である職員の在籍状況については、派遣職員は毎年度一定数が入れ替わり、非常勤職員も任用期間によって入れ替わるため、随時把握していく必要がある。

3 目標

- 障害者である応募者を念頭に置いた形で職員の募集を行う。
- 障害者雇用の推進に関する理解を促進する。

4 取組の内容

（1）障害者の活躍を推進するための現状把握

- 派遣職員若しくは採用した非常勤職員が障害者である場合又は途中で障害者となる場合を考慮して、毎年度、人事評価における期首面談等を通し

て、障害者である職員に自己申告を呼びかける等、障害者である職員の在籍状況を把握する。

(2) 障害者の活躍を推進する体制整備

- 障害者の雇用の促進及び継続並びに施設・設備等の環境整備を図る「障害者雇用推進者」を設置する。
- 障害者雇用推進者として総務課長を選任する。

(3) 障害者の活躍を推進する環境整備

- 障害者雇用推進者は、障害者である職員からの職業生活に関する身近な相談に対応し、障害特性に応じて能力を有効に発揮できる環境整備等を目指す。
- 障害者雇用推進者は、職員全員に対し、障害に関する資料配布や研修を行う等、障害者雇用の推進に関する理解促進・啓発を推進する。

5 取組の点検

本計画の実施状況について、毎年1回点検を実施し、広域連合ホームページで公表する。

ただし公表方法については、本人の意向を確認の上検討する。